

平成 28 年第 5 回野洲市議会定例会提出案件

1 補正予算 8 件

□議第 85 号 平成 28 年度野洲市一般会計補正予算（第 4 号）

①予算額

- ・補正前予算額 21,024,542 千円
- ・補正額 176,148 千円
- ・補正後予算額 21,200,690 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・障害者自立支援負担金の対象事業である介護給付費等の増額見込に伴う国庫負担金（21,702 千円）及び県負担金（10,851 千円）の増額
- ・障害児施設給付費等負担金の対象事業である障がい児給付費の増額見込に伴う国庫負担金（32,125 千円）及び県負担金（16,062 千円）の増額
- ・地方創生推進交付金の施行遅れ等から当該交付金の活用を見送ったことにより国庫補助金の皆減（△9,116 千円）
- ・国の補正予算に伴う担い手確保・経営強化支援事業補助金の計上（28,443 千円）
- ・篠原小学校において実施する、少子化・人口減少に対応した活力ある学校教育推進事業に対する国庫委託金の計上（1,900 千円）

【歳出】

- ・障がい者介護給付費及び訓練等給付費の支出見込に伴う給付費の増額（43,405 千円）
- ・障がい児放課後等デイサービス事業等の支出見込に伴う障がい児給付費の増額（64,250 千円）
- ・地域の農業担い手が経営発展に意欲的に取り組む支援として国制度を活用し、担い手確保・経営強化支援事業補助金の計上（28,443 千円）
- ・篠原小学校において実施する、少子化・人口減少に対応した活力ある学校教育推進事業に係る経費の計上（1,900 千円）

③債務負担行為

- ・野洲駅周辺都市基盤整備事業の北口駅前工事区間を計画的に進行させるため債務負担行為を追加（期間：平成 28 年度～平成 29 年度、限度額：50,363 千円）

□議第 86 号 平成 28 年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

①予算額

- ・補正前予算額 5,813,735 千円
- ・補正額 △3,129 千円
- ・補正後予算額 5,810,606 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・ 人事異動等による職員給与費等繰入金の減額（△5,651 千円）
- ・ 財政安定化支援事業分として算定額の確定により一般会計繰入金の増額（394 千円）
- ・ 財源調整として繰越金の追加計上（2,128 千円）

【歳出】

- ・ 一般被保険者高額介護合算療養費の実績額の確定による増額（176 千円）
- ・ 退職被保険者高額介護合算療養費の実績額の確定による減額（△54 千円）

□議第 87 号 平成 28 年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

①予算額

- ・ 補正前予算額 5 1 0, 6 2 2 千円
- ・ 補正額 4 5 2 千円
- ・ 補正後予算額 5 1 1, 0 7 4 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・ 人事異動等による職員給与費等繰入金の増額（452 千円）

【歳出】

- ・ 人事異動等による人件費の所要額を増額（452 千円）

□議第 88 号 平成 28 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

①予算額

- ・ 補正前予算額 3, 9 0 0, 3 1 0 千円
- ・ 補正額 9, 2 8 6 千円
- ・ 補正後予算額 3, 9 0 9, 5 9 6 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・ 人事異動等による職員給与費等繰入金の増額（9,286 千円）

【歳出】

- ・ 介護予防サービス給付見込量の変更に伴う増額（25,664 千円）
- ・ 地域密着型介護予防サービス給付見込量の変更に伴う減額（△25,860 千円）

□議第 89 号 平成 28 年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

①予算額

- ・ 補正前予算額 2, 0 6 9, 7 0 4 千円
- ・ 補正額 2 1 7 千円

- ・補正後予算額 2, 069, 921 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・ 県補助金として公共下水道事業費補助金の計上 (701 千円)
- ・ 財源調整として繰越金の減額計上 (△244 千円)

【歳出】

- ・ 公営企業法適用化に向けた事務に伴い使用量が増大した複写機使用料の増額 (166 千円)
- ・ 人事異動等の影響による人件費の増額 (51 千円)

□議第 90 号 平成 28 年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算 (第 2 号)

①予算額

- ・ 補正前予算額 18, 571 千円
- ・ 補正額 272 千円
- ・ 補正後予算額 18, 843 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・ 墓地公園整備基金に係る利子の計上 (272 千円)

【歳出】

- ・ 墓地公園整備基金積立金の計上 (272 千円)

□議第 91 号 平成 28 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算 (第 1 号)

①予算額

- ・ 補正前予算額 1, 530, 987 千円
- ・ 補正額 △7, 500 千円
- ・ 補正後予算額 1, 523, 487 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・ 利率減に伴う借換債の減額 (△7, 500 千円)

【歳出】

- ・ 借換債利子確定に伴う不用額の減額 (△7, 500 千円)

□議第 92 号 平成 28 年度野洲市水道事業会計補正予算 (第 2 号)

①予算額

【収益的収入及び支出】

[収入]

- ・ 補正前予算額 898, 024 千円

- ・補正額 68,230千円
- ・補正後予算額 966,254千円
- [支出]
- ・補正前予算額 914,023千円
- ・補正額 8,433千円
- ・補正後予算額 922,456千円

【資本的収入及び支出】

[支出]

- ・補正前予算額 317,471千円
- ・補正額 △1,396千円
- ・補正後予算額 316,075千円

②補正の概要

- ・前年度収入認定分の計上及び消費税修正申告分の計上
- ・人事異動による人件費の精査

2 条例の制定・改廃 9件

□議第93号 野洲市病院事業の設置等に関する条例

(仮称)野洲市民病院を平成32年10月に野洲駅前に開設するに当たり、今後、本事業を進める上で、平成29年度から地方公営企業法を適用する病院事業を設置する必要があることから、施設の名称及び位置、診療科目や病床数等、病院事業の運営や経営に係る基本的な事項を定めるため、条例を制定する。

施行日 平成29年4月1日

□議第94号 野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例及び野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

人事院勧告に基づき、議会議員、市長、教育長の期末手当の引上げを行うものなど、所要の改正を行う。

①改正条例

- (1)野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例(第1条、第2条)
- (2)野洲市長等の給与及び旅費に関する条例(第3条、第4条)

②概要

- ・第1条、第3条(期末手当の引上げ)
「100分の162.5」→「100分の177.5」
- ・第2条、第4条(期別ごとの支給月数の調整)
「100分の147.5」→「100分の155」
「100分の177.5」→「100分の170」

③施行日 公布の日(第2条、第4条は、平成29年4月1日)

□議第 95 号 野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

官民給与の格差を是正する人事院勧告に基づき、職員の給料表の改定を行うものなど、所要の改正を行う。

①概要

(1)第 1 条

- ・給料表の改定（初任給及び若年層の給料月額を 1,500 円、その他は 400 円を基本として引上げ）
- ・勤勉手当の引上げ（0.10 月）

(2)第 2 条

- ・配偶者に係る扶養手当の引下げ（13,000 円→6,500 円）
- ・子に係る扶養手当の引上げ（6,500 円→10,000 円）
- ・期別ごとの支給月数の調整

②施行日 公布の日（第 2 条は、平成 29 年 4 月 1 日）

□議第 96 号 野洲市税条例等の一部を改正する条例

地方税法等の一部を改正する法律及び所得税法等の一部を改正する法律が、平成 28 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、所要の改正を行う。

①概要

- ・延滞金額の計算期間の見直し
- ・セルフメディケーション推進のためのスイッチ O T C 薬控除（医療費控除の特例）の創設
- ・日本と台湾との間で二重課税を回避する等の措置を講じるため日台間租税取決めが締結されたことを受け、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」に定める特例適用利子等及び特例適用配当等に対し、市民税の所得割を課する。

②施行日 平成 29 年 1 月 1 日（医療費控除の特例は、平成 30 年 1 月 1 日）

□議第 97 号 野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

所得税法等の一部を改正する法律が、平成 28 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、所要の改正を行う。

①概要

- ・日本と台湾との間で二重課税を回避する等の措置を講じるため日台間租税取決めが締結されたことを受け、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」に定める特例適用利子等及び特例適用配当等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含める。

②施行日 平成 29 年 1 月 1 日

□議第 98 号 野洲市使用料条例の一部を改正する条例

野洲市中主 B & G 海洋センターの利用区分等が野洲市総合体育館と異なっていたため、利用区分の均衡を図るとともに取り扱いを明確にするため、所要の改正を行う。

施行日 平成 29 年 1 月 1 日

□議第 99 号 野洲市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

旧ポツダム宣言の受諾に伴い発せられた政令により町内会等から野洲市に帰属した財産等であって、実質的な所有と日常の維持管理を町内会等が行っている、いわゆる村中財産について、当該財産を地方自治法第 260 条の 2 第 1 項に規定する認可地縁団体に譲与する場合、地方自治法第 96 条の規定による議会の議決を得ることなく譲与できるよう、所要の改正を行う。

施行日 公布の日

□議第 100 号 野洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令により、建築基準法施行令の特別避難階段の構造が改正されたことに伴い、保育事業を行う事業所の設備の基準について、所要の改正を行う。

施行日 公布の日

□議第 101 号 野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例

野洲市上水道運営委員会の答申に基づき、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間の水道料金を約 14 パーセント引き上げるため、所要の改正を行う。

施行日 平成 29 年 4 月 1 日

3 その他 8 件

□議第 102 号～108 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

市内各コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定することにつき、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

①指定管理者

| | |
|----------------|--------------|
| コミュニティセンターぎおう | 妓王まちづくり推進協議会 |
| コミュニティセンターしのはら | 篠原学区自治連合会 |
| コミュニティセンターみかみ | 三上学区自治連合会 |
| コミュニティセンターきたの | 北野学区自治連合会 |
| コミュニティセンターやす | 野洲学区自治連合会 |

コミュニティセンターなかさと 中里学区自治連合会

コミュニティセンターひょうず 兵主学区自治連合会

②指定期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

□議第 109 号 おうみ自治体クラウド協議会を設置する地方公共団体の数の増加及びおうみ自治体クラウド協議会規約の変更に関する協議につき議会の議決を求めることについて

地方自治法第 252 条の 6 の規定により、平成 29 年 4 月 1 日から、おうみ自治体クラウド協議会に近江八幡市が加入し、おうみ自治体クラウド協議会規約を変更することについて、草津市、守山市、栗東市、湖南市及び近江八幡市と協議することにつき、同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

[追加予定]

□議第 号 野洲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

□議第 号 野洲市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

□議第 号 工事請負契約の変更について（野洲駅北口駅前広場歩道橋整備工事）